

にいがたしみん みな
新潟市民の皆さんへ

2021年(令和3年) 3月1日 新潟市長 中原 八一

- きょう、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡では緊急事態宣言(※)が取り消されました。

※ 緊急事態宣言は、皆さんの生活が危ないときに、発表される大事なお知らせです。
新潟県には、緊急事態宣言は出ていませんが、昨年(2020年)12月に警報が出ています。警報の内容を守って、新型コロナウイルスに感染しないようにしましょう。

- 東京、埼玉、千葉、神奈川は、3月7日まで緊急事態宣言が続きます。
- 専門家からは、緊急事態宣言が取り消された後、気を緩めるとまた感染が広がるのが心配だという意見があります。
- そのほかの地域でも、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は終わっていないので、これからも感染しないために、対策を続けてください。
- 新潟県が出している「警報」(注意しましょうというお知らせ)では、次の3つについて協力をお願いしています。

1. 本当に必要な時以外は、感染が広がっている所に行かない。
2. 普段会っていない人と、いっしょに食事をしない、お酒を飲まない。
3. 食べたり飲んだりする集まりに参加するときは、感染防止対策をする。

- 新潟市では、市民の皆さんや、病院で働いている人たちが、感染症対策に協力してくれているおかげで、他の地域と比べると、感染した人の数は少ないです。
- 3月から4月は、学校や仕事をする会社・場所が変わる人たちが、今まで住んでいる所から新しい所へ移動することが多くなります。
- 市民の皆さんは、これからも新潟県の警報の内容を守ってください。手をきれいに洗うことや部屋の中にいる時にできるだけ何回も窓を開けて外の空気を入れることなど、感染しないための対策に協力してください。